

京都市児童相談所及び京都市第二児童相談所の業務の実施に係る
法的指導援助業務に関する公募型プロポーザル参加者募集要項

1 委託業務

京都市児童相談所及び京都市第二児童相談所の業務の実施に係る法的指導援助業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額

以下に掲げる(1)～(5)の合計額を上限14,860千円の範囲内で支払うものとする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

ただし、(1)～(4)については、実績（対応人数、対応時間、対応回数等）に応じ支払うものとする。なお、(1)～(5)に掲げる単価は上限である（後掲、7(2)イの経費内訳の記載も参照のこと）。

(1) 京都市児童相談所（又は京都市第二児童相談所）に勤務して行う法的指導援助業務

- 弁護士1名、平日

一日5時間、1時間当たり金10,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(2) 裁判所への申立業務

- 申立書の作成等1件当たり金88,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 勤務時間外の電話相談

- 1回当たり金3,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4) 勤務時間外の面談相談

- 1回当たり金5,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 事務費等

- 年間 264,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 応募資格

応募する事業者は、次の要件を全て満たすこととする。

(1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。

ただし、同名簿への登録がない者にあっては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書等が提出でき、かつ、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者（※）であること。

（※）京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料

- (4) (5) (略)
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 公告の日から応募締切までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置((1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置)を受けていない者であること。
- (3) 業務の履行者はすべて弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定する弁護士資格を有し、かつ日本弁護士連合会に登録されていること。

5 応募方法

(1) 提出書類

プロポーザル参加を希望する者は、次のとおり、紙文書で郵送または直接持参により4部提出すること。ただし、ウ～コは原本1部に写し3部でも差支えない。

- ア 参加申請書(別紙1)
- イ 類似業務実績一覧(別紙2)
- ウ 「4 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書(別紙3)

※ 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項第2号「引き続き1年以上当該営業を営んでいる」とは、本業務に従事する者が引き続いて1年以上弁護士業務を行っていることをいう。

- エ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(法人の場合。提出日前3箇月以内に発行されたもの)
- オ 暴力団排除条例誓約書(別紙4)
- カ 商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人の場合)
- キ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 市町村民税、固定資産税の納税証明書
- ケ 調査同意書(水道料金・下水道使用料)又は水道料金及び下水道料金の納付証明書

※ 上記カ～ケの提出においては、提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人又は任意団体にあっては、代表者または主たる事務所の所在地において発行を受けること。

ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は省略可。

- コ 弁護士資格を証する身分証明書の写し

(2) 受付期間

- ア 令和8年2月13日(金)午前9時から令和8年3月5日(木)午後4時までとする。
ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和8年3月5日(木)午後4時必着とする。

- イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(3) 提出方法等

「13 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

- ア 提案は、1参加者につき1件とする。
- イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

6 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「1 3 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は、一切受付しない。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「京都市児童相談所及び京都市第二児童相談所の業務の実施に係る法的指導援助業務受託者選定に関する質問」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和8年2月19日（木）午後4時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については令和8年2月26日（木）までに京都市ホームページ「京都市情報館」において公開する。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準」に基づき作成すること。

なお、企画提案書には、法人名または団体名を入れないこと。

(2) 見積書及び経費内訳（様式は任意）

ア 見積書

本委託業務に要する経費（「3 委託金額」の(1)～(5)の費用）を積算すること（消費税及び地方消費税を含む）。

イ 経費内訳

以下の枠内の「年間見込額積算」の内訳中、（ア）～（オ）のそれぞれの□内の見積単価を記入し、見積金額を算出のうえ、提出すること。

【年間見込額積算】

- 年間見込額（上限）：14,860,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 内訳：
 - （ア）京都市児童相談所・京都市第二児童相談所に勤務して行う法的指導援助業務
10,000円×5時間×240日=12,000,000円（毎月、実績払い）
 - （イ）裁判所への申立等における業務に要する費用
88,000円×29件=2,552,000円（毎月、実績払い）
 - （ウ）勤務時間外の電話相談に要する費用
3,000円×8回=24,000円（毎月、実績払い）
 - （エ）勤務時間外の面談相談に要する費用
5,000円×4回=20,000円（毎月、実績払い）
 - （オ）事務費等
264,000円（年2回に分けて前金払い）

※（参考）令和7年4月から令和8年1月までのところ、法的援助指導業務が月平均97.7時間、申立て等業務が月平均2.3件であり、時間外の電話・面談はない。

ウ その他

- ・ 見積書には、法人又は団体の所在地、名称、代表者名を記載のこと
- ・ 「3 委託金額」を上回る価格で見積書を提出したときは失格とする。

(3) 提出期限

令和8年3月5日（木）午後4時まで

8 受託候補者の選定方法

(1) 選定会議

本市の職員で構成する「京都市児童相談所及び京都市第二児童相談所の業務の実施に係る法的指導援助業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、受託候補者の選定を行う。

(2) プrezentationの実施

応募事業者から事前に提出された企画提案書の内容に関するプレゼンテーションの実施により選定を行う。

日時：令和8年3月12日（木）（詳細な日時は追って調整）

場所：京都市中京区壬生東高田町1番地の20 COCO・てらす内 会議室

※ プrezentationは、提案説明時間15分、質疑応答10分を予定。

(3) 評価方法

別表「受託候補者選定基準」に基づき、選定委員が採点を行い、その合計値を応募者の評価点とする。

(4) 受託候補者の選定

最低限の評価点を上回った者を対象として、プレゼンテーション後の選定会議において集計結果を確認し、最も評価点が高いものを受託候補者として選定する。

また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、選定対象外又は失格となった事業者を除く全応募事業者に通知する。

(6) 選定結果の公表

受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表する。

9 委託契約の締結

(1) 契約の締結

選定された受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。

(2) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(3) その他

ア 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

イ 受託候補者となった者が、前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかつたものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

ウ 本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

10 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 本件に係る予算が成立しないときは、選定は無効とする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても京都市に請求することはできない。

11 スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年2月13日（金）	募集開始
令和8年2月19日（木）（午後4時まで）	質問受付締め切り
令和8年2月26日（木）	質問回答
令和8年3月5日（木）	参加申請書・企画提案書締め切り
令和8年3月12日（木）頃（応募者と調整）	プレゼンテーション・選定会議
令和8年3月中～下旬	受託者決定・結果通知

12 問合せ先及び提出先

〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町1番地の20

京都市児童福祉センター児童相談所企画調整課（担当：渡邊、西）

TEL 075-950-0748

FAX 075-950-1618

E-mail jidosodan@city.kyoto.lg.jp